

平成29年度 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	1	1	0	2
	市 長 室	0	4	0	12
	総 務 企 画 局	0	0	2	6
	財 政 局	0	2	0	25
	市 民 局	1	17	0	59
	こ ども 未 来 局	7	13	3	72
	保 健 福 祉 局	6	33	4	193
	環 境 局	3	10	0	53
	経 済 観 光 文 化 局	3	4	2	32
	農 林 水 産 局	0	2	0	30
	住 宅 都 市 局	2	14	3	85
	道 路 下 水 道 局	3	3	1	46
	港 湾 空 港 局	1	1	1	18
	区 役 所	0	0	0	6
	小 計	27	104	16	639
議 長	0	0	0	2	
教 育 委 員 会	1	7	0	47	
選挙管理委員会(市・各区)	0	36	0	66	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	1	
農 業 委 員 会	0	0	0	4	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1	
公営企業 管 理 者	水 道 局	0	1	0	13
	交 通 局	0	1	0	6
消防長	消 防 局	0	4	1	30
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	0	0	1
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社		0	0	0	6
福 岡 市 土 地 開 発 公 社		0	0	0	2
合 計		28	153	17	818

備考 現在数とは、平成30年3月31日現在の取扱件数をいう。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	非 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				非開示 情 報	不 存 在	存 否 応 答 拒 否				
28	430	203	140	3	91	0	12	42	0	9
29	409	165	150	0	93	1	2	24	0	23

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
28	0	0	0	0	0	0
29	1	0	0	1	0	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況					
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	却下	取下げ
28	0	0	0	0	0	0	0
29	1	0	0	0	0	1	0

3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処理状況						
		28	29	開示	一部開示	非開示			却下	取下げ
						非開示情報	不存在	存否応答拒否		
市 長	会計室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市長室	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務企画局	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	財政局	7	9	5	4	0	4	0	0	0
	市民局	10	6	5	0	0	0	0	0	1
	こども未来局	6	6	2	3	0	0	1	1	0
	保健福祉局	29	12	8	3	0	1	0	0	0
	環境局	2	1	1	0	0	0	0	0	0
	経済観光文化局	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	10	12	7	3	0	3	0	0	0
	道路下水道局	3	5	4	0	0	1	0	0	0
	港湾空港局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区役所	267	322	112	127	0	78	0	1	20
小計	344	373	144	140	0	87	1	2	21	
議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	13	6	1	2	0	2	0	0	1	
選挙管理委員会	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管理者	水道局	0	4	4	0	0	3	0	0	
	交通局	48	2	1	1	0	0	0	0	
消防長	22	22	15	5	0	1	0	0	1	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市土地開発公社	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
市長以外小計	86	36	21	10	0	6	0	0	2	
合計	430	409	165	150	0	93	1	2	23	

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		28年度		29年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	2,640枚	26,400円	3,159枚	31,590円
	カラー	175枚	5,250円	169枚	5,070円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		0枚	0円	0枚	0円
DVD-R		0枚	0円	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計		31,650円		36,660円	

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円,
写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円,
CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音カセットテープ1巻170円,
ビデオカセットテープ1巻170円。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示, 訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や, 不作為について不服がある者は, 行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

平成29年度の不服申立ての件数とその処理状況は, 表7のとおりです。

表7

(単位: 件)

区 分	件数	処 理 状 況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成29年度	1	0	0	0	0	0	1

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された審査請求事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

平成29年度及び過年度分の不服申立てで、平成29年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第98号)	③不服申立て事案についての諮問
	「給与支払報告書特別徴収に係る給与所得者異動届出書の異動事由欄に記載された個人情報」の訂正請求
実施機関	福岡市長（財政局税務部法人税務課）
決定年月日	平成27年3月23日
訂正拒否理由	給与所得者異動届出書の異動事由欄の内容は現状で充足されているため。
不服申立て年月日	平成27年5月21日
諮問年月日	平成27年6月12日
答申年月日	平成29年8月4日
答申内容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。
決定年月日	平成29年8月31日
決定内容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第100号)	③不服申立て事案についての諮問
	「火災原因調査報告書に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	消防長（消防局予防部予防課）
決 定 年 月 日	平成27年4月16日
非 開 示 理 由	第20条第2号, 第4号 ・個人の権利, 利益を害するおそれがあるため。 ・捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年6月19日
諮 問 年 月 日	平成27年7月13日
諮 問 取 下 げ 年 月 日	平成29年10月17日

諮 問 の 概 要 (諮問第103号)	③不服申立て事案についての諮問
	「生活保護に関する一切の文書に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（早良区保健福祉センター保護課）
決 定 年 月 日	平成27年3月31日
非 開 示 理 由	第20条第2号, 第6号 ・特定の個人を識別でき, その者のプライバシーを侵すおそれがある。 ・行政運営情報で, 事務の適切な執行に支障が生じる恐れがある。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年8月18日
諮 問 年 月 日	平成27年9月14日
答 申 年 月 日	平成30年1月4日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分について, 実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は, 非開示が妥当である。
決 定 年 月 日	平成30年2月1日
決 定 内 容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第111号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険手続時の事業所記載情報に記載された個人情報」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長（早良区市民部保険年金課）
決 定 年 月 日	平成28年2月29日
訂 正 拒 否 理 由	保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する必要がない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年3月17日
諮 問 年 月 日	平成28年4月12日
答 申 年 月 日	平成29年8月4日
答 申 内 容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。
決 定 年 月 日	平成29年8月31日
決 定 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第112号)	③不服申立て事案についての諮問
	「子に関する児童手当・特例給付認定請求書一式に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決 定 年 月 日	平成28年1月12日
非 開 示 理 由	第20条第2号、第6号 ・開示請求者である子本人以外の個人に関する情報であるため。 ・事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年4月5日
諮 問 年 月 日	平成28年4月25日
答 申 年 月 日	平成30年1月30日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示が妥当である。
決 定 年 月 日	平成30年2月9日
決 定 内 容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第113号)	③不服申立て事案についての諮問
	「亡母の霊園利用に係る承継申請関係書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（住宅都市局みどりのまち推進部みどり運営課）
決 定 年 月 日	平成28年5月18日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号 ・開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれており、第三者にかかわる情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため。 非開示決定 ・経緯を記録した書類が存在しないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年8月1日
諮 問 年 月 日	平成28年8月26日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第114号)	③不服申立て事案についての諮問
	「勤務成績評定票に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（総務企画局人事部人事課）
決 定 年 月 日	平成28年8月5日
非 開 示 理 由	第20条第6号 人事管理に係る業務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年8月23日
諮 問 年 月 日	平成28年9月21日
諮 問 取 下 げ 年 月 日	平成30年1月12日

諮 問 の 概 要 (諮問第115号)	③不服申立て事案についての諮問
	「霊園利用に係る一切の書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（住宅都市局みどりのまち推進部みどり運営課）
決 定 年 月 日	平成28年7月13日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号 <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれており、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため。 非開示決定 <ul style="list-style-type: none"> ・文書保存年限（5年）の経過により、破棄済であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年9月27日
諮 問 年 月 日	平成28年10月18日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第118号)	③不服申立て事案についての諮問
	「保険年金課が有する請求者に関する福岡市国民健康保険に係る情報の一切に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（中央区市民部保険年金課）
決 定 年 月 日	平成28年10月24日
非 開 示 理 由	第20条第2号，第3号，第6号 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者以外の個人情報が含まれるため。 ・法人たるシステム開発業者が保有する事業情報が含まれているため。 ・福岡市の徴収方針を被保険者に明らかにすることになる，円滑な徴収業務に支障をきたす高い蓋然性があるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年12月5日
諮 問 年 月 日	平成28年12月28日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第123号)	③不服申立て事案についての諮問
	「不正手続に係る告発等の書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（東区市民部市民課）
決 定 年 月 日	平成29年2月13日
却 下 理 由	第70条第2項 ・開示請求に係る保有個人情報は、開示請求等の適用対象外であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成29年2月20日
諮 問 年 月 日	平成29年4月4日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

④について、平成29年度に審議会で処理したもの等の概要は表9のとおりです。

表9

諮 問 の 概 要 (諮問第125号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局総務部医療年金課）
諮 問 年 月 日	平成29年11月14日
答 申 年 月 日	平成29年12月20日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第126号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護福祉課）
諮 問 年 月 日	平成29年11月15日
答 申 年 月 日	平成29年12月20日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

(1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行うこととしています。報告があったものの概要については**表10**のとおりです。

表10

(報告事案83号) 取扱いの概要	北部九州圏の交通特性を詳細に把握するため、国土交通省九州地方整備局、福岡県、佐賀県、北九州市との合同で行われる「第5回北部九州圏総合都市交通体系調査」の基礎データとして活用したもの。 本調査はサンプル調査であるため、全世帯から無作為に対象世帯を抽出する方法をとっている。対象世帯を抽出するためには、住民基本台帳より抽出する方法が最も無作為性が担保されることから、住民基本台帳の情報を福岡県へ提供したもの。
実施機関	福岡市長（住宅都市局都市計画部交通計画課）
報告年月日	平成29年5月24日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	住宅都市局都市計画部交通計画課
提供先（利用する課）	福岡県建築都市部都市計画課
(報告事案84号) 取扱いの概要	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、九州厚生局が保健医療機関等への指導等を実施するにあたり、福岡市の被保険者の情報が必要となるため、提供したもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護福祉課）
報告年月日	平成29年5月23日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護福祉課
提供先（利用する課）	厚生労働省九州厚生局監査指導課
(報告事案85号) 取扱いの概要	被保険者が利用している介護サービスについて検討するために、家族が情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、認知症状があり本人の同意を得ることが困難であるため、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成29年6月23日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	東区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案86号) 取扱いの概要	区分変更申請における認定調査立ち会いへの準備及び今後の介護サービスの利用を検討するために、家族が情報提供を求めたことから、資料を提供したものの。 なお、認知症により本人の意思表示は困難であり、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成29年8月9日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案87号) 取扱いの概要	介護保険施設への入所手続のために、家族が情報提供を求めたことから、資料を提供したものの。 なお、認知症状があり本人の同意を得ることが困難であるため、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成29年9月5日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	東区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案88号) 取扱いの概要	介護保険施設が、日常生活継続支援加算を行うために情報提供を求めたことから、資料を提供したものの。 なお、本人は身体不自由で署名することが困難であるため、家族が同意のうえ署名し、施設へ提供を行った。
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成29年9月22日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	東区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	介護保険施設

(報告事案89号) 取扱いの概要	九州北部豪雨によって住宅が損壊し、市営住宅に一時入居している被災者に対し、水道料金の支払い期限延長の実施により被災者支援を行うため、被災者の情報提供を受けたもの。
実施機関	水道事業管理者（水道局総務部営業企画課）
報告年月日	平成29年10月3日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	住宅都市局住宅部住宅管理課
提供先（利用する課）	水道局総務部営業企画課

(報告事案90号) 取扱いの概要	今後の介護サービスの利用を検討するために、家族が情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、認知症により本人の意思表示は困難であり、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成29年10月13日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案91号) 取扱いの概要	居宅介護サービス事業者が、本人へ適切かつ良質な認知症対応型通所介護サービスを提供するために必要な、通所介護計画書を作成するため、本人の心身状態が記載された主治医意見書を提供したもの。
実施機関	福岡市長（中央区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成29年12月12日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	中央区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	認知症通所介護施設

(報告事案92号) 取扱いの概要	認知症対応型通所介護サービスの利用の要件として、主治医意見書における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上に診断されている必要があり、その確認を目的として当該介護施設が情報提供を求めたため、資料提供を行った。
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成29年12月15日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	認知症通所介護施設

(報告事案93号) 取扱いの概要	認知症対応型通所介護サービスの利用の要件として、主治医意見書における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上に診断されている必要があり、その確認を目的として当該介護施設が情報提供を求めたため、資料提供を行った。
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成29年12月15日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	認知症通所介護施設

(報告事案97号) 取扱いの概要	臨時福祉給付金の申請書送付にあたり、視覚障がいのある者に対しては、本人が申請書を確実に受け取り、給付金の申請ができるよう、点字加工を施した封筒を使用し、かつ点字による案内を同封することとした。 については、郵送物送付の際に点字を使用している者の情報を保有する各区福祉・介護保険課より、申請書送付に必要な情報利用を行ったもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当）
報告年月日	平成30年3月31日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	各区福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行います。審議会会長に照会があったものの概要については表11のとおりです。

表 1 1

(照会第44号) 取扱いの概要	<p>【年金受給資格期間の短縮について】</p> <p>「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が公布されたことにより、平成29年8月1日から、年金受給資格期間が300月から120月に短縮された。</p> <p>このことにより、平成29年3月から5回に分けて、新たに年金受給資格を得る者に対し、年金請求書が送付されることとなった（福岡市における対象者は、11,369名）。</p> <p>【個人情報の目的外の利用について】</p> <p>保護課が保有している「(1)生活保護を受給している者のデータ（60歳以上で年金を受給していない者）」と医療年金課が保有している「(2)年金受給資格期間の短縮に伴い新たに年金受給資格が発生する者に関するデータ」を突合し、新たに「(3)生活保護を受給している者で新たに年金受給資格が発生する者に関するデータ」を作成することにより、各区保護課において、対象者を正確に把握するとともに、年金申請について適切に支援し、他法他施策の活用が図られるよう個人情報の目的外利用を行うもの。</p>
照会年月日	平成29年4月11日
準じる基準の類型	【類型：3a】【区分：(1)】【分類：ア】
収集先（利用させる課）	(1)生活保護を受給している者のデータ（60歳以上で年金を受給していない者）：保健福祉局保護課 (2)年金受給資格期間の短縮に伴い新たに年金受給資格が発生する者に関するデータ：医療年金課 (3)生活保護を受給している者で新たに年金受給資格が発生する者に関するデータ：医療年金課
提供先（利用する課）	(1)生活保護を受給している者のデータ（60歳以上で年金を受給していない者）：

	<p>医療年金課</p> <p>(2)年金受給資格期間の短縮に伴い新たに年金受給資格が発生する者に関するデータ：医療年金課</p> <p>(3)生活保護を受給している者で新たに年金受給資格が発生する者に関するデータ：保健福祉局保護課，各区保護課</p>
回 答 年 月 日	平成29年4月28日
会 長 意 見	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>なお、年金請求手続きが終了した生活保護を受給している者のデータ等の保有する必要がなくなった個人情報については、确实かつ速やかに廃棄又は消去する等、個人情報の保護の観点に留意し、遺漏なきよう運用されることを要望する。</p>

(3) 上記の(1)(2)に該当しない事案

個人情報の取扱いについて、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっていますが、平成29年度は該当がありませんでした。

8 個人情報の漏えい等の状況

平成29年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表12のとおりです。

表12

(単位：件)

		漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		106	41	14	2	26	1	1	21
規模別	1～5人	38	13	1	18	0	0	18	
	6～50人	3	1	1	6	1	0	2	
	51～100人	0	0	0	1	0	1	0	
	101～1000人	0	0	0	1	0	0	1	
	1001人以上	0	0	0	0	0	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

※ 発生形態がその他のうち、本市以外にも漏えい等の発生原因があると考えられるもの

- ① 名宛人が住所変更を適正に行っておらず、現居住者が、届いた文書を開封 4件
- ② 郵便局の誤配 9件

(上記の主な内容)

- 1 平成29年4月 (ネット流出) 児童の氏名・食物アレルギーの情報 23名分
 - ・小学校のホームページの児童数一覧を更新した際、別の小学校の児童の氏名及び食物アレルギーの情報も掲載したものを。
- 2 平成29年4月 (誤送付) 氏名・住所・銀行預金口座・印影等 33名分
 - ・市営住宅の建て替えに伴う移転補償金支出に必要な書類をスキャンする際に、操作ミスにより民間企業1社に対して個人情報を誤ってファクス送信したものを。
- 3 平成29年4月 (紛失) 中学生176名及び教員8名分の氏名等 184名分
 - ・指定管理者が、船に乗る教育プログラムにおいて、参加者の名簿を海中に落としてしまったものを。
- 4 平成29年4月 (紛失) 施設利用団体の代表者氏名等 26名分
 - ・人権のまちづくり館において、個人情報が記載された平成28年度利用許可申請書綴りを紛失したものを。
- 5 平成29年5月 (紛失) 特別支援学校生徒の氏名・健康に関する情報 17名分
 - ・個人情報が記載された市立特別支援学校の修学旅行のしおりを、修学旅行中に紛失したものを。
- 6 平成29年5月 (その他) メールアドレス 581名分
 - ・本市外郭団体が、コンテナターミナル利用者向け情報提供サービスのアプリ更新案内を、メールにより知らせた際、宛先を「Bcc」で設定すべきところ、「Cc」で設定してしまったものを。
- 7 平成29年5月 (誤送付) 氏名・個人番号等 21名分

- ・個人市県民税の特別徴収税額決定通知書の送付事務において、各事業所の指定番号を納税義務者へ付番する際に、事業所の名称等の確認を十分に行わないまま処理を行った結果、誤った指定番号を付番してしまい、通知書を別事業所へ送付したものの。

8 平成29年6月 (盗難) 児童の氏名・保育実践記録等及び職員の氏名等 62名分

- ・市立保育所の職員が、帰宅途中にスーパーに立ち寄った際、自転車の前かごに置いた児童等の個人情報が含まれた資料を入れた手提げバッグの盗難に遭ったもの。

9 平成29年10月 (紛失) 児童の顔写真 5名分

- ・小学校が遠足を行った際、児童の顔写真が記録されたデジタルカメラを記録媒体管理簿に記載した上で持ち出したところ、持出し中の管理を怠り紛失したものの。

10 平成29年12月 (紛失) 児童の学籍に関する記録 30名分

- ・小学校の校長室に平成24年度卒業児童1クラス30名分の指導要録(学籍に関する記録)を保管していたが、保管の確認が不十分であり、紛失に気づかないまま経年したものの。